

(改正箇所)

○西東京市地域公共交通会議設置要綱

平成20年 7 月 1 日制定

改正

平成25年 7 月 1 日
 令和 2 年 2 月 1 日
 令和 2 年 4 月 1 日
 令和 3 年10月 1 日
 令和 4 年 9 月12日
 令和 6 年 4 月 1 日

第 1 設置

西東京市における需要に応じた市民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために、地域の実情に応じた運送サービスの実現に必要な事項等を協議するため、西東京市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づく、西東京市の実情に応じた適切な旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事。
- ~~(2) 西東京市交通計画に掲げられた施策の推進に関する事。~~
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画の作成又は変更及び実施に関する事。
- (3) その他交通会議が必要と認める事。

第 3 交通会議の構成員

交通会議は、次に掲げる委員15人以内をもって構成する。

- (1) 西東京市長又は西東京市長が指名する者 1 人
 - (2) 法第 9 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者 2 人
 - (3) 法第 9 条の 2 第 1 項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者又は法第 9 条の 3 第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者 1 人
 - (4) 一般社団法人東京バス協会に所属する者 1 人
 - (5) 法第 9 条第 6 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体に所属する者 1 人
 - (6) 関東運輸局長又は関東運輸局長が指名する者 1 人
 - (7) 東京都北多摩南部建設事務所長が指名する者 1 人
 - (8) 警視庁田無警察署長又は警視庁田無警察署長が指名する者 1 人
 - (9) 学識経験を有する者 1 人
 - (10) 一般公募による市民 2 人以内
 - (11) 都市基盤部長 1 人
 - (12) その他交通会議が必要と認める者 2 人以内
- 2 第 2 第 3 号に定める事項を協議する場合については、前項の委員に加え、次に掲げる委員を構成員とすることができるものとする。
- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第 7 条第 1 項に規定する鉄道事業者 1 人
 - (2) 関東運輸局長又は関東運輸局長が指名する者 1 人
 - (3) 東京都都市整備局長又は東京都都市整備局長が指名する者 1 人

第 4 委員の任期

委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 会長及び副会長

交通会議に会長及び副会長を置き、会長は第 3 第 1 項第 1 号に規定する委員をもって充て、副会長は同項第 9 号に規定する委員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 第3第1項第6号から第8号まで並びに第3第2項第2号及び第3号の委員については、委員からの代理出席に関する委任状が会議に提出された場合のみ代理出席を認め、代理出席をした者は採決に加わることができることとする。

第7 公開

会議は、原則公開で行うものとする。ただし、会議の出席委員の過半数をもって決したときは、非公開とすることができる。

第8 報酬

委員の報酬は、西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成13年西東京市条例第29号）第3条第2号に定める額とする。

第9 運賃協議分科会

交通会議は、法第9条4項に規定する乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項を協議するため、運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置するものとする。

- 2 分科会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 3 分科会の組織、運営等については、会長が別に定める。

第10 庶務

交通会議の庶務は、まちづくり部交通課において処理する。

- 2 交通会議の庶務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年7月1日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 市長は、この要綱の施行の日前においても、改正後の西東京市地域公共交通会議設置要綱に基づく西東京市地域公共交通会議の会議の開催に必要な準備行為を行うことができる。

附 則（令和2年2月1日）

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月12日）

この要綱は、令和4年9月12日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。